

第1部 計画の基本的な考え方

1 改定の経緯

本県では、文化芸術振興基本法（平成13年法律第148号）の趣旨に則り、文化芸術の振興についての基本理念や施策の基本となる事項を明らかにした神奈川県文化芸術振興条例（平成20年条例第33号）を平成20年7月に制定しました。

また、同条例に基づき、文化芸術の振興に関して、総合的・長期的な目標や施策の方向性を示すことを目的として、「かながわ文化芸術振興計画」を平成21年3月に策定しました。

この計画は、平成21年度から平成25年度までの5年間の計画期間としており、この間の文化芸術を取り巻く状況の変化とこれまでの取組みの課題を踏まえて、今後重点的に取り組むべき施策を整理する必要があることから、計画を改定するものです。

2 前計画との比較

前計画では、本県のめざすがたを、「真にゆとりと潤いの実感できる心豊かな県民生活の実現」、「個性豊かで活力に満ちた地域社会の発展」の2つの基本目標として掲げています。その実現に向け、条例に掲げた16の基本施策を「県民の文化芸術活動の充実」、「文化資源を活用した地域づくりの推進」、「文化芸術の振興を図るための環境整備」の3つの事項に整理し、施策体系として示しています。

この2つの基本目標は長期的なものとして維持しつつ、5年間で重点的に取り組む範囲を明示しました。

3 計画の性格

県の総合計画である「かながわグランドデザイン」を補完する、特定課題に対応した個別計画です。

4 計画期間

この計画は、平成26年度から平成30年度までの5年間の計画期間とします。

5 対象とする「文化芸術」の分野

この計画が対象とする「文化芸術」は、条例の規定を踏まえ、主に次のような分野とします。

文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、メディア芸術などの芸術及び芸能

茶道、華道、書道などの生活に係る文化

伝統的な芸能、有形文化財、無形文化財などの伝統的な文化芸術

6 県の役割

条例では、基本理念として「文化芸術の担い手は県民であるとの認識の下に、県民の自主性及び創造性が尊重されなければならない」と規定しています。

この規定の趣旨には、県民の自主性・創造性が尊重されなければならないことに加えて、県の役割として、文化芸術の担い手である県民のニーズを十分に踏まえて、県民を主体として施策を推進していくことを含んでいます。

また、条例では、第3条に県の責務を規定しており、概ね次の事項を県が実施することとしています。

- ・ 文化芸術の振興に関する総合的な施策を策定し、実施すること。
- ・ 市町村との連携に努め、市町村が行う文化芸術の振興に関する施策に必要な支援を行うとともに、市町村相互の連携の確保に努めること。
- ・ 県民、芸術家、文化芸術を支える活動を行う者、文化芸術団体()、学校、事業者、関係機関等と

連携・協働し、施策の効果的な推進に努めること。

文化芸術団体：文化芸術分野で活動する任意団体、NPO法人、文化芸術振興を目的とした公益法人などを指します。団体の具体例としては、文化芸術の普及啓発などの活動を行う市民グループや自ら文化芸術活動を行う劇団などの団体、文化芸術の各分野の地域の総括団体、アートNPO、文化芸術振興のために地方公共団体や民間企業等により設立された公益法人などがこれに当たります。

県が実施する施策については、「第3部 今後の課題と取組み（重点施策）」及び「第4部 施策体系」の部分で、市町村や芸術家、関係機関等との連携・協働については、「第6部 推進体制」の部分で具体的な内容を示します。

7 進行管理

この計画に基づく事業の進ちょく状況等については、神奈川県文化芸術振興審議会の意見をもとに整理して公表します。